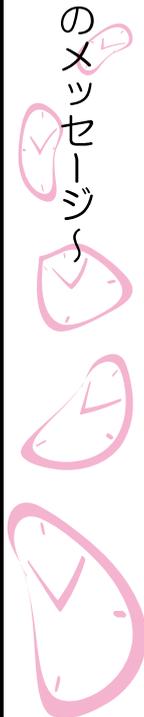


とまきの玉手箱

彦根城博物館からのメッセージ



第332回

彦根藩用人役の誓詞 — 井伊家における用人役の位置 —

江戸時代の大名家の御殿は、表と奥向の空間に分かれていました。表

は、藩主と藩士との毎月の御目見が行われるなど外向きの公の空間であり、他方、奥向は藩主の生活空間でした。彦根藩井伊家の彦根城表御殿や江戸屋敷においても同じ構成をとっています。奥向には、奥女中のほか、医師、台所方の料理人、各所の警備を行う番人などが勤め、藩主

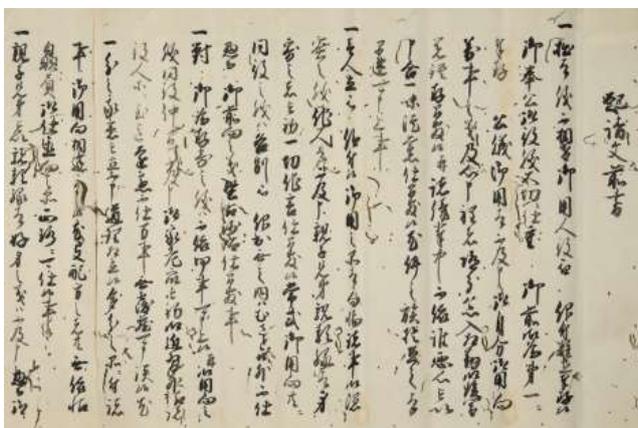
の日々の生活を支えていました。この奥向全体を統括していたのが用人役でした。用人役は、藩士の中では、家老・中老に次ぐ重役で、知行千石以上の大身が就くのを基本とし、彦根と江戸にそれぞれ三人から四人程度が配置されていました。井伊家の子ども

の宮参りなどの成長儀礼に関する総責任者となることも多くありました。

彦根藩では、藩士が役職に就任する際に、誓詞と呼ばれる誓約文書を藩主に提出することになっていました。ここでは、正徳四年（一七一四）に用人役となった沢村角右衛門の誓

詞（写真）から、同役の職務権限や、藩主との関係を見てみましょう。

誓詞は、全五カ条からなります。第一条では、藩主の為を第一に考え奉公し、他の藩士と徒党を組まないこと、第二条では、藩主から命じられた御用向きで隠密の事は口外しないこと、第三条では、藩主の為と



▶ 用人役誓詞（部分）（当館蔵）

なる考えは藩主に報告し、御用向きに関し家老などと率直に相談すること、第四条では、藩主から藩士のこととを尋ねられれば、ありのままに返答すること、第五条では、藩主の御威光を利用して威張らないこと、などを誓約しています。

第一条は、すべての役職に共通するものです。また、第二条から第五条までは、家老、中老、側役など、日頃から藩主に接する機会が多い重臣たちに共通する内容です。ただし、第二条から第五条の文言を細かく見ていくと、各役職の間で少しずつ違いが見られます。

用人役の場合、第三条に用人役が支配する者の管理を行うことを誓った文言や、第五条に「奥方向」の御法度に背かない旨の文言が加えられています。これらは、全役職のなかで用人役にだけ見られるもので、用人役が歩行身分の支配や奥向を統括していたことに対応しています。

加えて、ここで特に注目したいのが、第二条に、「御用向きの隠密の

ことは、通常の御用向きとともに、同役の者は別として、藩主がお命じにならない内は不注意に口外しません」（現代語訳）という言葉が差し込まれている点です。同役つまり用人役同士では、隠密の御用向きを話してよい、という決まりとなっていることがわかります。この文言は、家老と中老の誓詞にはなく、一方で藩主側近くに日々仕える側役の誓詞には含まれています。このことは、用人役の職務が、側役と共通して、同役間での連携や情報共有が重視されていることと、家老役に較べて藩主の隠密の情報に直接に取り扱う機会が多かったことを反映していると考えられます。

このように用人役の誓詞に注目し、他の役職と比較してみると、用人役が家老役と同じ大身の重臣でありながらも、家老役よりも藩主との距離が近い、身内的な関係にあったという、その独自の位置づけが見えてくるのです。

【彦根城博物館学芸員 渡辺恒一】